第3期

定時株主総会招集ご通知

日時

2021年6月25日 (金曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

場所

都ホテル 四日市 4階 伊勢の間

三重県四日市市安島1丁目3番38号

株主総会会場は三重県四日市市となっております。 末尾のご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう ご注意ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である

取締役を除く。) 6名選任

の件

株式会社三十三フィナンシャルグループ

証券コード:7322

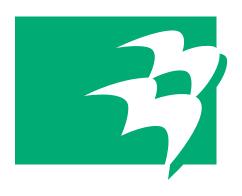


新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会会場において、感染予防措置を講じる場合がございます。株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申しあげます。

なお、株主総会当日の模様につきましては、後日、当社ウェブサイト(https://www.33fg.co.jp/)にて配信を予定しております。

経営理念

地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、 地域とともに成長し、 活力あふれる未来の創造に貢献します。



シンボルマークコンセプト

「33」をモチーフにした2羽の鳥のシンボルマーク。 この2羽の鳥は旧三重銀行と旧第三銀行を表すとともに、 地域のみなさまと三十三フィナンシャルグループを表現するものです。 ともに大空へ羽ばたく姿は、地域と三十三フィナンシャルグループの 成長と活力あふれる未来を描いています。

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。 当社の子銀行である株式会社三重銀行と株式会社 第三銀行は、2021年5月1日に合併し、「株式会社三 十三銀行」を設立いたしました。

新銀行設立に際しましては、皆さまより一方ならぬご理解とご支援をいただき、深く御礼申しあげます。

新たに誕生した三十三銀行では、「地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、地域とともに成長し、活力あふれる未来の創造に貢献します。」を経営理念といたします。これまで培ってきた両行の「強み」を完全に融合し、金融仲介機能を高度化させることで、より一層地域経済に貢献できる「質の高い地域No.1銀行」を目指してまいります。今後とも一層のご厚誼ご支援を賜りますようお願

株式会社三十三フィナンシャルグループ 代表取締役会長 岩間 弘(左) 代表取締役社長 渡辺 三憲(右)



■目次

い申しあげます。

第3期定時村	朱主総会招集ご通知3	■添付書類
議決権行使	についてのご案内 5	事業報告・・・・・13
		連結計算書類 · · · · · · · 31
■株主総会	参考書類	計算書類33
第1号議案	剰余金の処分の件・・・・・・7	監査報告書・・・・・・・35
第2号議案	取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6 名選任の件 ・・・・・・・・ 8	株主総会会場ご案内図

三重県松阪市京町510番地

株式会社三十三フィナンシャルグループ

代表取締役社長 渡辺 三憲

第3期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使についてのご案内」 (5頁~6頁) をご高覧のうえ、2021年6月24日 (木曜日) 午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時	2021年6月25日(金曜日)午前10時 (受付開始:午前9時)				
2. 場 所	三重県四日市市安島1丁目3番38号 都ホテル 四日市 4階 伊勢の間				
3. 目的事項	報告事項 1. 第3期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件				
	2. 第3期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件				
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件				

以上

インターネットによる開示事項について

- ■本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第27条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に 関する事項」、「その他」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書|及び「連結注記表|
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

■ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の 当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

https://www.33fg.co.jp/

招集にあたってのご案内

- ■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主さまでない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主さま以外の方はご入場いただけませんので、ご理解を賜りたく存じます。
- ■議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。
- ■株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。
- ■駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会ご出席による議決権行使

開催日時

2021年6月25日(金曜日)午前10時

〈受付開始〉 〈午前9時 *〉*



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限 られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

また、議決権の代理行使にあたっては、代理権を証明する書面をご提出ください。

郵送による議決権行使

行使期限

2021年6月24日 (木曜日) 午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう ご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否の表示をされない 場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使

行使期限

2021年6月24日 (木曜日) 午後5時まで



QRコードを読み取る方法「スマート行使」もしくは議決権行使コード・パスワードを入力する方法によって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご覧ください

重複して行使された議決権の取扱いについて

- 1. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2. インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードか ら、「議決権行使コード|「パスワード」を入力する ことなく、議決権行使ウェブサイトにログインでき ます。

スマート行使による議決権行使は1回のみ可能で す。一度議決権を行使した後で行使内容を変更さ れる場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議 決権行使コード| 「パスワード」をご入力しお手続 きいただく必要があります。



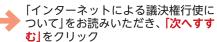
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

STEP 1

STEP 2

議決権行使ウェブサイト にアクセス

https://www.e-sokai.jp



STEP 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権 **行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック** 「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降画面の案内に従って替否をご入力 願います。



[ご注意事項]

■議決権行使ウェブサイトをご利用いただ く際の通信料金等は、すべて株主さまの ご負担となります。





お問い合わせ先について

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部

インターネットによる議決権行使について

○ 0120-707-743 受付時間 9:00~21:00

当社株式についてのその他のご照会

○ 0120-707-843 受付時間 平日9:00~17:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する基本方針は、株主のみなさまに対する利益還元を最重要施策の一つと位置づ け、内部留保の充実による自己資本の向上と長期安定的な経営基盤の拡充を図りつつ、安定的な配当を継 続することとしております。この基本方針に基づき下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 余銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普诵株式 1株につき金36円 総額 941.684.724円

当社第一種優先株式 1株につき金40.929円 総額

171.901.800円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、当社普通株式1株につき金72円、当社第一 種優先株式1株につき金81.858円となります。

また、優先株式の期末配当金は、所定の金額であります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月28日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の合理化を図り、2名減員して、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位及び担当	
1	再任	岩	i i		3	代表取締役会長
2	再任	渡	ؾٛ <u>ٞ</u>	<u></u> д о	憲	代表取締役社長
3	再任	堀	^ا الم	浩	樹	取締役兼執行役員 経営企画部担当
4	再任	加	藤	芳	毅	取締役兼執行役員 人事総務部担当
5	新任	やま	<i>*</i> * * * * * * * * * * * * * * * * * *	憲	いち	_
6	新 任) h	瀬	**************************************	也	執行役員経営企画部長



岩間

ひろし

生年月日: 1954年9月13日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 12.150株

取締役会への出席状況 (2020年度): 12回/12回

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

株式会社第三銀行 1977年 4 月 (現 株式会社三十三銀行) 入行

1998年 1月 同行石薬師支店長

2000年6月 同行亀山支店長

2003年6月 同行総合企画部長

2004年6月 同行執行役員総合企画部長

2007年 6 月 同行取締役兼執行役員総合企画部長

2010年 6 月 同行常務取締役兼執行役員

2012年6月 同行取締役頭取兼執行役員

2018年 4 月 当社代表取締役会長 (現任) 2018年 6 月 株式会社第三銀行取締役頭取

2021年 5 月 株式会社三十三銀行取締役会長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社第三銀行(現 株式会社三十三銀行)取締役頭取を経て、2021年5月より株式会社三十三 銀行取締役会長を務めております。また、2018年4月より当社代表取締役会長を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発 揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待で きると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者



生年月日:1954年11月29日生

2013年 6 月 同行副頭取執行役員

2015年 4 月 同行取締役頭取

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 15.300株

2013年 6 月 同行取締役副頭取兼副頭取執行役員

2018年 4 月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役会への出席状況 (2020年度): 12回/12回

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

株式会社住友銀行 1978年 4 月 (現 株式会計三井住友銀行) 入行

2004年 4 月 株式会社三井住友銀行執行役員

2008年 4 月 同行常務執行役員

2011年 4 月 同行取締役兼専務執行役員

株式会社三重銀行 2013年5月 (現 株式会社三十三銀行) 顧問

2021年5月 株式会社三十三銀行取締役頭取 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役頭取

取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社三重銀行(現 株式会社三十三銀行)取締役頭取を経て、2021年5月より株式会社三十三 銀行取締役頭取を務めております。また、2018年4月より当社代表取締役社長を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発 揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待で きると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 号 3

堀内

浩樹

生年月日: 1963年11月14日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 2,900株

取締役会への出席状況 (2020年度): 12回/12回

再 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 株式会社三重銀行

(現 株式会社三十三銀行) 入行

2011年 4 月 同行市場金融部長 2013年11月 同行総合企画部長 2014年 4月 同行執行役員総合企画部長

2017年 4 月 同行常務執行役員総合企画部長

2018年 4 月 当社取締役兼執行役員 経営企画部担当 (現任) 2021年 5 月 株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社三重銀行(現 株式会社三十三銀行)常務執行役員総合企画部長を経て、2021年5月より株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員を務めております。また、2018年4月より当社取締役兼執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 号 4

加藤

芳毅

生年月日:1962年4月6日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 2,325株 取締役会への出席状況 (2020年度): 12回/12回 再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1985年 4 月 株式会社三重銀行 (現 株式会社三十三銀行)入行

2011年 5 月 同行品質向上部長

2013年 4 月 同行人事部長

2014年 4 月 同行執行役員人事部長

2016年 4 月 同行常務執行役員人事部長

2018年 4月 当社人事総務部担当部長

2019年 4月 当社執行役員人事総務部担当部長

2019年 5 月 株式会社三重銀行常務執行役員

2019年6月 当社取締役兼執行役員 人事総務部担当(現任)

2020年 6 月 株式会社三重銀行取締役兼常務執行役員

2021年 5 月 株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員(現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社三重銀行(現 株式会社三十三銀行)取締役兼常務執行役員を経て、2021年5月より株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員を務めております。また、2019年6月より当社取締役兼執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

生年月日: 1960年10月11日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 5,130株

取締役会への出席状況(2020年度): -

新任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1983年4月 株式会社第三銀行

(現 株式会社三十三銀行) 入行

2001年10月 同行伊勢長島支店長

2010年6月 同行四日市支店長

2012年6月 同行営業本部営業企画部長

2013年 6 月 同行執行役員営業本部営業企画部長

2015年 6 月 同行執行役員営業本部地区営業部長

2016年 6 月 同行取締役兼執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長

2018年 6 月 同行取締役兼上席執行役員営業本部副本部長

2020年 4 月 同行取締役兼常務執行役員営業本部長

2021年 5 月 株式会社三十三銀行取締役兼専務執行役員融資本部長(現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役兼専務執行役員融資本部長

■ 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社第三銀行(現株式会社三十三銀行)取締役兼常務執行役員営業本部長を務め、その職務・ 職責を適切に果たしてまいりました。

また、2021年5月より株式会社三十三銀行取締役兼専務執行役員融資本部長を務めており、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 番 号



川瀬

和世

生年月日: 1966年3月20日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 4,090株

取締役会への出席状況(2020年度): -

新 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1988年 4月 株式会社第三銀行

(現 株式会社三十三銀行)入行

2004年10月 同行中央通支店長

2014年6月 同行総合企画部長

2015年6月 同行執行役員総合企画部長

2017年 6 月 同行取締役兼執行役員総合企画部長

2018年 4 月 当社執行役員経営企画部長(現任)

2018年 6 月 株式会社第三銀行取締役兼上席執行役員総合企画部長 2021年 5 月 株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員(現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社第三銀行(現株式会社三十三銀行)取締役兼上席執行役員を経て、2021年5月より株式会社三十三銀行取締役兼常務執行役員を務めております。また、2018年4月より当社執行役員経営企画部長を務め、その職務・職責を適切に果たしてまいりました。

これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社である株式会社三十三銀行の取締役及び監査等委員である取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補填するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

以上

添付書類 第3期 (2020年4月1日から)事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

<企業集団の主要な事業内容>

当社グループは、当連結会計年度末現在、銀行持株会社である当社、並びに株式会社三重銀行(以下、「三重銀行」といいます。)、株式会社第三銀行(以下、「第三銀行」といい、三重銀行と第三銀行を総称して、以下、「両行」といいます。)を含む連結子会社12社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

なお、両行は2021年5月1日に合併し、新たに株式会社三十三銀行(以下、「三十三銀行」といいます。) としてスタートいたしました。この結果、本事業報告提出日現在、当社グループは持株会社である当社の 他、三十三銀行を含む連結子会社11社で構成される企業集団となっております。

<金融経済環境>

当期(2020年4月~2021年3月)におけるわが国の経済環境を振り返りますと、新型コロナウイルスの流行に伴う経済活動の停滞により、2020年4~6月期のGDP成長率は戦後最悪のマイナス成長を記録しました。その後は、内外経済の持ち直しを受け、企業の生産活動や輸出を中心に回復が進んだものの、足許では新型コロナウイルス流行第3波の拡大などを受け、再び弱い動きとなっています。総じてみると、景気は最悪期を脱し回復基調となっているものの、そのペースは緩慢であり、経済活動の水準は新型コロナウイルスの流行前を下回る状況が続いています。

当社の主な営業基盤であります三重県においても、緊急事態宣言の発令による営業時間の制限や移動の制約を受け、2020年上半期の景気は大きく落ち込みました。その後は、主力産業である電子部品・デバイスや自動車関連工業を中心とした生産活動の回復や、道路交通網の整備を背景とした工場や倉庫への設備投資の増加など持ち直しの動きがみられました。もっとも、足許では新型コロナウイルスの感染再拡大を受け飲食、観光などサービス業を中心に弱さが見られます。総じてみると、景気は最悪期を脱し、緩やかな持ち直し傾向にあるものの、厳しい状況が続いています。

<企業集団の事業の経過及び成果等>

このような経済環境の下、当社グループは、持株会社方式での経営統合を一歩進め、2021年5月1日を効力発生日とする両行の合併に向け、準備を進めてまいりました。また、第1次中期経営計画(2018年4月~2021年3月)において、「質の高い地域ナンバー1金融グループ」をビジョンとして掲げ、本計画で掲げている「リレーションの構築」、「ソリューションの提供」、「効率化と最適化」、「強固な経営基盤の構築」の4つの基本方針のもと、統合効果の早期実現と強固な経営基盤の構築を目指し、計画最終年度にあたる当期において、総仕上げの段階として様々な施策に取り組んでまいりました。

「リレーションの構築」及び「ソリューションの提供」では、三重県、愛知県及び近接地域を網羅する店舗網の形成によりお客さまとの接点拡大を図るとともに、お客さま一人ひとりのニーズにお応えすべく、総合的な金融サービスを提供してまいりました。

法人のお客さまには、昨年に引き続き、創業・新事業の掘り起しや展開を促進し、事業化に向けたサポートを実施する「33FGビジネスプランコンテスト2020」を開催したほか、若手経営者を対象に、実践的スキルや知識の習得、人脈形成を目的として「次世代経営者育成塾」を両行合同で開講しました。特にコロナ禍でニーズが高まったビジネスマッチングについても、三井住友銀行とNECが共同で運営を行うビジネスマッチングサービス「Biz-Create」へ参加し、三井住友銀行と両行のお客さま同士がオンライン上で自由にニーズ登録・検索・商談することを可能とするなど、お客さまのライフステージに対応したソリューション提供に努めました。

個人のお客さまには、2 拠点目となる「SBIマネープラザ」を三重銀行名古屋駅前支店内に開設したほか、合併に先立ち、第三銀行のお客さまへの紹介も開始し、対面型でSBI証券が提供する様々な金融商品・サービスを、より多くのお客さまにご利用いただける体制としました。さらに、保険会社や証券会社からの資産運用スペシャリスト(出向者)の受入れ増加や、年金相談会の共同開催等により情報提供に努めるなど、コンサルティング営業の強化を図ることで、様々なニーズに対応できる体制を構築しました。

「効率化と最適化」では、人材交流を通じたノウハウの相互活用とコンサルティング力を有する人材育成に取り組みました。2020年11月には、両行の名古屋支店を移転し、グループ2拠点目の共同店舗による営業を開始し、業務面での効率化を図りました。また2021年3月には、合併後の2021年7月から約1年間で両行の近接する店舗を対象に、「共同店舗化方式」にて店舗統合することを公表しました。

「強固な経営基盤の構築」では、グループ間の緊密な連携による強固な経営管理態勢に加え、人材交流や共同研修の開催を通じて相互理解を深め、一体感のある企業文化の醸成を図りました。特に当期は、合併後のシステム統合に向けた事務習得研修等を通じて、スキルの均質化・高度化に取り組むとともに、両行役職員の融和を進めてまいりました。

当期は、上記の取組みに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応にも注力してまいりました。全営業店に相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた事業者、個人のお客さまからのご融資やご返済に関する相談に迅速かつきめ細かく対応しました。また、感染拡大防止に向けて、職員の時差出勤、テレワーク、スプリットチーム体制の導入など、感染リスクの低減に努めたほか、2020年6月には三重県が実施する「新型コロナ克服みえ支え"愛"募金」の趣旨に賛同し、検査と医療体制の見直しに有効利用いただけるよう寄付金1千万円を寄贈しました。

また、SDGs (持続可能な開発目標)の取組みとして、2020年4月には「三十三フィナンシャルグループSDGs宣言」を公表しました。企業活動を通じて国連が提唱するSDGsの達成に貢献することで、持続可能な社会の実現に努めております。

(当社グループの連結業績)

主要な勘定残高につきましては、預金等(譲渡性預金を含む。)は前期末比2,286億37百万円増加し3兆7,778億66百万円、貸出金は前期末比914億35百万円増加し2兆8,012億3百万円となりました。また、有価証券は前期末比369億54百万円減少し8,424億22百万円となりました。

損益状況につきましては、経常利益は貸倒引当金繰入額が増加したことなどから前期比27億65百万円減

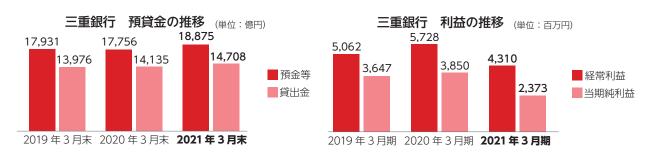
少し34億13百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比28百万円増加し41億79百万円となりました。

なお、主要な子会社である三重銀行及び第三銀行の単体業績につきましては、以下のとおりとなりました。

(三重銀行)

主要な勘定残高につきましては、預金等(譲渡性預金を含む。)は前期末比1,118億81百万円増加し1兆8,875億72百万円、貸出金は前期末比572億89百万円増加し1兆4,708億80百万円となりました。また、有価証券は前期末比198億22百万円減少し3,655億62百万円となりました。

損益状況につきましては、経常利益は貸倒引当金繰入額が増加したことなどから前期比14億18百万円減少し43億10百万円となり、当期純利益は前期比14億77百万円減少し23億73百万円となりました。



(第三銀行)

主要な勘定残高につきましては、預金等(譲渡性預金を含む。)は前期末比1,182億78百万円増加し1兆9,094億97百万円、貸出金は前期末比351億39百万円増加し1兆3,441億31百万円となりました。また、有価証券は前期末比161億53百万円減少し4,821億96百万円となりました。

損益状況につきましては、資金利益が増加するとともに、有価証券関係損益が増加したことなどにより、経常利益は前期比9億72百万円増加し48億76百万円となり、当期純利益は前期比48億97百万円増加し80億41百万円となりました。



<企業集団の対処すべき課題>

景気は新型コロナウイルス感染症の再拡大により、下振れリスクが高まっており、依然として厳しい状況にあります。当社グループでは事業者、個人のお客さまからのご融資やご返済に関する相談に迅速かつきめ細かく引き続き対応することで、地域に対する十分な資金供給を図るとともに、経営改善支援や再生・事業転換支援など、お客さまに寄り添う力を発揮していくことが最優先の課題であると考えております。

中長期的には、地域金融機関の経営環境は人口減少や高齢化の進展等社会の構造的な問題が及ぼす地域経済への影響の増大に加え、デジタライゼーションの加速、ニューノーマル社会への対応、SDGs達成に向けた取り組み等により大きく変化しており、こうした環境変化への対応力がこれまで以上に求められております。

このような環境の下、2021年5月1日に当社子会社の両行は合併し、「三十三銀行」が発足しました。2021年4月からスタートした第2次中期経営計画(2021年4月~2024年3月)では、合併により両行の強みを完全に融合させ、本格的な成果実現を通じて、更なる成長に向けた取組みを強化する期間と位置付けております。そして、合併シナジーの最大化を図りつつ、ビジネスモデルであるリレーション&ソリューションの深化を通じた金融仲介機能の強化、経営の効率化・最適化、強固な経営基盤の確立に取り組むことにより、持続可能な地域社会の実現に向けたグループ総合力を発揮することで、ビジョンとして掲げている「質の高い地域ナンバー1金融グループ」を目指してまいります。

今後とも、当社グループの企業価値の更なる向上を目指し、役職員一同総力を結集して取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましても、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

	(単位	:	白力円)	
--	-----	---	------	--

				2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経	常	収	益	_	69,640	71,116	76,245
経	常	利	益	_	7,783	6,178	3,413
親会	社株主は期 純	. 帰属 利	する 益	_	52,277	4,151	4,179
包	括	利	益	_	54,375	△ 13,715	13,246
純	資	産	額		244,336	227,465	238,491
総	資		産	_	4,070,967	3,936,933	4,312,845

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社は、2018年4月2日設立のため、2017年度以前の状況については記載しておりません。
 - 3. 2018年度に負ののれん発生益463億61百万円を特別利益に計上しております。

口. 当社の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
営 業 収 益	_	3,075	3,272	3,289
受 取 配 当 金	_	2,224	2,224	2,226
銀行業を営む子会社	_	2,224	2,224	2,226
その他の子会社	_	_	_	_
当 期 純 利 益	_	2,242	2,272	2,243
1 株当たり当期純利益	円 銭 一	円 銭 72 90	円 銭 74 22	円 銭 72 99
総 資 産 額	_	167,222	160,262	160,359
銀行業を営む子会社株式等	_	158,903	158,903	158,903
その他の子会社株式等	_	_	_	_

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社は、2018年4月2日設立のため、2017年度以前の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

			当年度末				
				銀行業	リース業	その他の事業	
 使	用	人	数	2,624人	50人	112人	

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社三重銀行

① 営業所数

				当	年度末	
Ξ	重		県	5	57店	うち出張所 (一)
愛	知		県	1	6	(—)
東	京		都		1	(—)
大	阪		府		1	(—)
	合	計		7	'5	(—)

- (注)上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を82ヵ所、株式会社セブン銀行との提携によるセブン銀行ATMを23,820ヵ所及び株式会社ローソン銀行との提携によるローソン銀行ATMを13,448ヵ所それぞれ設置しております。
- ② 当年度新設営業所

該当ございません。

- (注) 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。
 - ○店舗外現金自動設備の新設 該当ございません。
 - ○店舗外現金自動設備の廃止 (次の3ヵ所)

佐那具支店 佐那具駅前出張所 津中央支店 三重県庁出張所 三重県伊賀市 三重県津市 三重県津市

三重大学前支店

佐那具駅前出張所 三重県庁出張所 三重大学医学部附属病院出張所

③ 株式会社三重銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧該当ございません。

④ 株式会社三重銀行が営む銀行代理業等の状況 該当ございません。

株式会社第三銀行

① 営業所数

				当年度末	
Ξ	重		県	64店	うち出張所 (3)
愛	矢]	県	18	(—)
岐	阜	2	県	1	(—)
奈	Ē	Į.	県	2	(—)
和	歌	Ш	県	5	(—)
東	疗	Į	都	1	(—)
大	BE	į	府	5	(—)
	合	計		96	(3)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を113ヵ所、株式会社セブン銀行との提携によるセブン銀行 ATMを23,820ヵ所及び株式会社ローソン銀行との提携によるローソン銀行ATMを13,448ヵ所それぞれ設置しております。
- ② 当年度新設営業所 該当ございません。
- (注) 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。
 - ○店舗外現金自動設備の新設

該当ございません。

○店舗外現金自動設備の廃止 (次の4ヵ所)

菰野中央支店 ピアゴ菰野店出張所 三重県三重郡菰野町

阪南支店南海団地出張所大阪府阪南市平田町支店本田技研鈴鹿第二出張所三重県鈴鹿市白子本町支店サンズ出張所三重県鈴鹿市

- ③ 株式会社第三銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧該当ございません。
- ④ 株式会社第三銀行が営む銀行代理業等の状況 該当ございません。
- ロ. リース業及びその他の事業

リース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の 状況 ロ.子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合 計
設備投資の総額	6,277	232	256	6,766

- (注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
- 口. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

事業別			会社名	内 容	金額
銀 行	***	株式会社三重銀行	ソフトウェア	1,698	
	1 1	業	株式会社第三銀行	ソフトウェア	2,219

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ. 親会社の状況該当ございません。
- 口. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社 等の議決権比率	その他
株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地 7番8号	銀 行 業	百万円 15,295	100.00	_
株式会社第三銀行	三重県松阪市京町 510番地	銀 行 業	百万円 37,461	100.00	
三 十 三 リ ー ス 株 式 会 社	三重県四日市市幸町 2番4号	リース業務	百万円 90	(90.00)	_
株 式 会 社 三 重 銀 カ ー ド	三重県四日市市幸町 2番4号	クレジットカード業務	百万円 90	(95.00)	_
三 重 銀 信 用 保 証 株 式 会 社	三重県四日市市幸町 2番4号	信用保証業務	百万円 480	(100.00) %	_
三重銀コンピュータ サービス株式会社	三重県四日市市十七軒町 15番1号	コンピュータシステム運用 受託 業務		(100.00)	_
株式会社三十三総研	三重県四日市市西新地 10番16号	企業経営に関する情報提供・相談業務	50 百万円	(90.00)	_
三 十 三 ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス 株 式 会 社	三重県松阪市中央町 527番地の 1	現 金 整 理 業 務	百万円 30	(100.00)	_
三十三コンピューター サ ー ビ ス 株 式 会 社	三重県松阪市中央町 520番地の 1	コンピューターによる計 算 受 託 業 務		(100.00)	_
第三カードサービス 株 式 会 社	三重県松阪市中央町 303番地の1	クレジットカード業務	百万円 60	(100.00)	_
三 重 総 合 信 用 株 式 会 社	三重県松阪市中央町 303番地の1	信用保証業務	百万円 40	(100.00)	_
三重リース株式会社	三重県松阪市宮町 172番地の8	総合リース業務	百万円 80	(100.00)	

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社が有する子会社等の議決権比率の欄の()は間接議決権比率であります。
 - 3. 上記の重要な子会社等は全て連結対象としております。
 - 4. 三銀不動産調査株式会社は、2020年9月30日付けで解散し、2020年12月22日に清算結了しました。
 - 5. 2021年3月1日付けで「三重銀総合リース株式会社」は「三十三リース株式会社」へ、「三銀ビジネス・サービス株式会社」は「三十三ビジネスサービス株式会社」へ、「三銀コンピューターサービス株式会社」は「三十三コンピューターサービス株式会社」へそれぞれ商号変更しております。
 - 6. 2021年5月1日付けで「株式会社三重銀行」と「株式会社第三銀行」は合併し、「株式会社三十三銀行」へ商 号変更しております。
 - 7. 2021年5月1日付けで「株式会社三重銀カード」は「株式会社三十三カード」へ、「三重銀信用保証株式会社」は「三十三信用保証株式会社」へそれぞれ商号変更しております。

重要な業務提携の概況 該当ございません。

(7) 主要な借入先

該当ございません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員(取締役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職	その他
岩	間		弘	取締役会長 (代表取締役)	株式会社第三銀行 取締役頭取(代表取締役)	
渡	辺	Ξ	憲	取締役社長 (代表取締役)	株式会社三重銀行 取締役頭取(代表取締役)	
谷	Ш	憲	Ξ	取締役	株式会社第三銀行 取締役会長(代表取締役)	
種	橋	潤	治	取締役	株式会社三重銀行 取締役会長(代表取締役) 四日市商工会議所 会頭 三重県商工会議所連合会 会長	
井			篤	取締役兼執行役員 (リスク統括部・コンプライアンス統括部担当)	株式会社第三銀行 取締役兼専務執行役員	
藤	Ш	隆	弘	取締役兼執行役員 (業務統括部担当)	株式会社第三銀行 取締役兼常務執行役員 融資本部長	
堀	内	浩	樹	取締役兼執行役員 (経営企画部担当)	株式会社三重銀行 常務執行役員総合企画部長	
加	藤	芳	毅	取締役兼執行役員 (人事総務部担当)	株式会社三重銀行 取締役兼常務執行役員	
坂	本	康	隆	取締役(監査等委員) (常勤監査等委員)		(注) 1
藤	原	信	義	取締役(監査等委員) (社外取締役)		(注) 2 (注) 3
野	呂	昭	彦	取締役(監査等委員) (社外取締役)		(注) 2
古	JII	典	明	取締役(監査等委員) (社外取締役)	株式会社ミッドランド経営 代表取締役 古川典明公認会計士事務所 所長 ミッドランド税理士法人 代表社員 株式会社メディカル一光 グループ 社外監査役	(注) 2 (注) 4

(年度末現在)

氏	名	地位及び担当	重要な兼職	その他
種 村	均	取締役(監査等委員) (社外取締役)	株式会社ノリタケカンパニー リミテド 相談役 大同特殊鋼株式会社 社外取締役 名港海運株式会社 社外取締役 中日本高速道路株式会社 取締役会長	(注) 2 (注) 5
吉田	すみ江	取締役(監査等委員) (社外取締役)	あおば総合法律事務所 弁護士	(注) 2 (注) 6

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 坂本康隆氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高 めるためであります。
 - 2. 取締役(監査等委員)藤原信義氏、野呂昭彦氏、古川典明氏、種村均氏及び吉田すみ江氏は、株式会社東京証券 取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であり ます。
 - 3. 取締役(監査等委員)藤原信義氏は、新日本製鐵株式会社(現 日本製鉄株式会社)における財務及び会計に関 する業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 取締役(監査等委員) 古川典明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程 度の知見を有しております。
 - 5. 取締役(監査等委員)種村均氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドにおける財務及び会計に関する業務経 験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 取締役(監査等委員) 吉田すみ江氏の戸籍上の氏名は、今尾すみ江であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く)	8人	72
取 締 役 (監査等委員)	6人	38
 合 計	14人	110

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 株主総会(2019年6月21日開催)で定められた報酬限度額(年額)

取締役 (監査等委員を除く)

基本報酬 300百万円(但し、使用人兼務役員の使用人としての給与を除く) 8名

株主総会決議に係る会社役員の員数

取締役 (監査等委員) 60百万円

株主総会決議に係る会社役員の員数 4名 3. 当社は、2021年2月9日の取締役会において、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合しており、取締役会の内部機関として取締役及び執行役員の報酬等に関する事項を所管する報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行っていることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

- ①基本方針
 - 取締役の報酬等は、その役割と責務に相応しいものにするとともに、当社の安定的かつ持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けた意欲をより高めることのできるよう、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
- ②個人別の基本報酬の額または算定方法の決定方針等

取締役の基本報酬は、在任中に毎月支給する確定金額報酬とし、他社水準や当社グループの業績等を考慮しつつ、地位・職責等を総合的に勘案して決定するものとする。

なお、株主総会で承認されている報酬額の年額の範囲内とし、取締役の個人別の報酬月額については、取締役会の内部機関として取締役及び執行役員の報酬等に関する事項を所管する報酬委員会において決定する。

報酬委員会は、代表取締役と社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)で構成し、社外取締役が委員長を務め、取締役会の内部機関として取締役及び執行役員の報酬等に関する事項を審議・決定する。

- ③個人別報酬等における確定金額報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の割合の決定方針 持株会社の機能、グループ全体の報酬体系等を踏まえ、業績連動報酬及び非金銭報酬は設定せず、個人別の 報酬等は全て固定報酬としての確定金額報酬とする。
- 4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の個人別の報酬等の内容については、取締役会の内部機関として取締役及び執行役員の報酬等に関する事項を所管する報酬委員会が審議・決定しております。

報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、代表取締役と社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)で構成され、社外取締役が委員長を務めております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定した報酬委員会は、委員長である社外取締役(監査等委員)藤原信義のほか、取締役会長(代表取締役)岩間弘、取締役社長(代表取締役)渡辺三憲、社外取締役(監査等委員)野呂昭彦及び社外取締役(監査等委員)古川典明で構成され、公正かつ透明性をもって審議・決定を行っております。

(3) 責任限定契約

(-) >	
氏 名	責任限定契約の内容の概要
藤原信義	
野呂昭彦	 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償
古川典明	責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定
種村均	する最低責任限度額としております。
吉田すみ江	

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社並びに当社の子会 社である株式会社三重	当社は、保険会社との間で、当社並びに当社の子会社である株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役を被保険
銀行及び株式会社第三銀行の取締役(監査等	者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者は保険料を負担しておりませ
委員である取締役を除 く。) 及び監査等委員	→ 700 当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係 る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものです。ただし、
である取締役	法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(1)社グ門交員の未職というにの人がに							
氏 名	兼職その他の状況						
古川典明	株式会社ミッドランド経営代表取締役、ミッドランド税理士法人代表社員及び株式会社メディカル一光グループ社外監査役であります。 当社の子会社である株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行と株式会社ミッドランド経営との間には、通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約(株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行が紹介した顧客と同社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に同社から報酬を受け取る契約)があります。また、当社の子会社である株式会社三十三総研と同社との間には、顧問契約があります。なお、株式会社三重銀行とミッドランド税理士法人との間には、通常の銀行取引がありますが、株式会社第三銀行と同法人との間には、重要な取引その他の関係はありません。また、株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行と株式会社メディカルー光グループとの間には、通常の銀行取引があります。						
種村均	大同特殊鋼株式会社社外取締役、名港海運株式会社社外取締役及び中日本高速道路株式会社取締役会長であります。 当社の子会社である株式会社三重銀行と大同特殊鋼株式会社との間には、通常の銀行取引がありますが、当社の子会社である株式会社第三銀行と同社との間には、重要な取引その他の関係はありません。 なお、株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行と名港海運株式会社及び中日本高速道路株式会社との間には、重要な取引その他の関係はありません。						

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への 出席状況	取締役会及び監査等委員会に おける発言その他の活動状況
藤原信義 (社外取締役)	3年	当事業年度開催の取締役会12回 中12回、監査等委員会14回中 14回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験や幅広い見地から、助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び当社の経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしております。
野呂昭彦 (社外取締役)	3年	当事業年度開催の取締役会12回 中12回、監査等委員会14回中 14回に出席しております。	主に行政に携わった豊富な経験や幅広い見地から、助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び当社の経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしております。
古 川 典 明 (社外取締役)	3年	当事業年度開催の取締役会12回 中12回、監査等委員会14回中 14回に出席しております。	主に公認会計士及び税理士としての豊富な 経験や専門的見地から、助言・提言及び監 査を積極的に行うなど、取締役会の意思決 定の妥当性、適正性の確保及び当社の経営 全般に対する監査・監督等の役割を適切に 果たしております。
種 村 均 (社外取締役)	9ヵ月	2020年6月の就任後に開催された取締役会10回中10回、監査等委員会11回中10回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験や幅広い見地から、助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び当社の経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしております。
吉 田 すみ江 (社外取締役)	9ヵ月	2020年6月の就任後に開催された取締役会10回中10回、監査等委員会11回中11回に出席しております。	主に弁護士としての豊富な経験や専門的見地から、助言・提言及び監査を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性の確保及び当社の経営全般に対する監査・監督等の役割を適切に果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

支給人数当社からの報酬等当社の親会社等からの報酬等報酬等の合計5人21

(単位:百万円)

⁽注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数

普通株式 70,000千株 第一種優先株式 70,000千株

発行済株式の総数

普通株式 26,167千株 第一種優先株式 4,200千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(**2**) **当年度末株主数** 普通株式 15,345名 第一種優先株式 1名

(3) 大 株 主

イ. 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況		
体主の氏石又は石が	持株数等	持株比率	
三十三フィナンシャルグループ職員持株会	1,196 ^{干株}	4.57%	
_ 銀 泉 株 式 会 社	1,062	4.06	
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,012	3.87	
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	816	3.12	
株式会社三井住友銀行	776	2.96	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	775	2.96	
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	737	2.81	
株式会社みずほ銀行	445	1.70	
損害保険ジャパン株式会社	349	1.33	
SMBCファイナンスサービス株式会社	339	1.29	

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数 (9千株) を控除して算出しております。
 - 3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

口. 第一種優先株式

	株主の氏名又は名称								当社への	出資状況	
			不二	ヒリンレして	コメル	白小				持株数等	持株比率
株	式	会	社	整	理		収	機	構	4,200 千株	100.00%

(4) 役員保有株式

該当ございません。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等該当ございません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 中 村 哲 也 指定有限責任社員 池 ヶ 谷 正 指定有限責任社員 内 田 宏 季	7	報酬等について監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠などの適切性・妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 当社、子会社及び子法人等が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は118百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

8. 会計参与に関する事項

該当ございません。

連結計算書類

第3期末(2021年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	<u>金額</u>
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	535,489	預金	3,697,464
コールローン及び買入手形	885	譲渡性預金	80,402
買入金銭債権	2,301	借 用 金	243,487
商品有価証券	983	外 国 為 替	35
有 価 証 券	842,422	その他負債	31,908
貸 出 金	2,801,203	賞 与 引 当 金	1,237
外 国 為 替	8,332	退職給付に係る負債	891
その他資産	94,942	役員退職慰労引当金	173
有 形 固 定 資 産	25,208	株式給付引当金	179
建物	7,929	睡眠預金払戻損失引当金	324
土 地	11,332	偶 発 損 失 引 当 金	810
リ ー ス 資 産	6	繰 延 税 金 負 債	5,232
建設仮勘定	1,320	支 払 承 諾	12,204
その他の有形固定資産	4,619	負債の部合計	4,074,354
無形 固定資産	10,488	(純資産の部)	
ソフトウェア	4,377	資 本 金	10,000
ソフトウェア仮勘定	5,830	資本 剰余金	79,416
リ ー ス 資 産	17	利 益 剰 余 金	129,248
その他の無形固定資産	263	自 己 株 式	△321
退職給付に係る資産	4,940	株主資本合計	218,342
繰延税金資産	593	その他有価証券評価差額金	19,611
支 払 承 諾 見 返	12,204	繰延 ヘッジ 損益	△37
貸 倒 引 当 金	△27,151	退職給付に係る調整累計額	191
		その他の包括利益累計額合計	19,765
		非 支 配 株 主 持 分	383
		純 資 産 の 部 合 計	238,491
資産の部合計	4,312,845	負債及び純資産の部合計	4,312,845

第3期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)連結損益計算書

(単位:百万円)

接 で					(単位・日万円
資 金 運 用 収益 34,901 28,566 有価 一 金 利 日 28,566 6,084 日 一 一 日 日 197 <				金	
資金 運 用 収益 34,901 28,566 6,084 28,566 6,084 1,28 6,084 1,28 1,34 1,340 1,232			益		76,245
自	資 金 運	用収	益	34,901	
	貸出	金利	息	28,566	
コールローン利息及び買入手形利息 け の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	有 価 証 券	利 息 配 当	金	6.084	
□ け 金 利 利 息 197 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49	コールローン利		利息	3	
その他の可見	預 け	金利		197	
できる				49	
世	谷		**		
世	ス が 4v	学 多 心	<u>ш</u> Ж	2 582	
世	で の 他 そ の 他	来 切 以 タ 岩 ID	<u>₩</u>	2,302	
その他の経費用用 24,331 経費用用 815 資預 金 調 達 用		性 市 牧	Ⅲ →		
程 常 費 用 815			⊞ → +		
資 金 調 達 費 用 預 金 利 息息 意 預 金 利 息息 信 の 0 支 払 利 127 そ の 他 の 支 事 月 127 そ の 他 の 支 事 月 127 そ の 他 の 支 事 月 1,255 3 39,944 26,889 10,709 26,889 そ の 他 経 常 月 10,709 そ の 他 経 利 10,709 そ の の の 会 月 16,180 経 別 分 益 3,358 特 別 分 五 3,358 特 別 女 1,056 税 金 等 期 人 大 財 人 人 人 人 人 よ 人 人 人 人 人 よ 人 人 人 人 人 よ 人 人 人 人 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>72.021</td>					72.021
預 金 利 息息 機性 預金 利 127 その 他 支 払 利 127 その 他 支 払 利 127 その 他 支 払 利 55 役 務 取 1,255 営 要 費 用 1,255 営 要 費 用 26,889 10,709 16,180 3,413 3,358 特 別 五 3,358 3,358 特 別 五 284 1,056 税 会 損 4 1,056 税 会 第 額 5,252 法 人 税 等 3 上 1,232 4,197			田田田	045	/2,031
譲渡性預金 和利 息息 127			用	815	
その他の支払利息 55 役務取引 等 費 用 3,925 その他 業 務 費 用 1,255 営 業 経 費 用 39,944 その他 経 常 費 用 10,709 その他の経常費用 10,709 その他の経常費用 16,180 経 常 利 益 3,413 特 別 養 産 処 分 益 3,358 特 別 資 産 処 分 損 1,340 基 等 調整前 当 期 純 利 益 1,056 税 金 等 調整前 到 純 利 利 益 5,252 法 人 税 等 高 計 整額 法 人 税 純 等 高 計 益 当 税 純 利 益 1,232 4,197	短		思		
その他の支払利息 55 役務取引 等 費 用 3,925 その他業務費用 1,255 営業経費用 39,944 その他を管費用 10,709 その他の経常費用 10,709 その他の経常費用 16,180 経費用 3,413 3,358 3,358 特別利益 3,358 特別資産処分損失 1,340 股金等調整前当期終利利益 284 人人税、住民税及び事業税 5,252 法人人税、等調整前当期終利利益 5,252 法人人税、等 1,232 当期税耗利益 1,232 4,197	選 渡 性		思	5	
後 務 取 引 等 費 用 1,255	借 用		思		
その他業務費用			思	55	
 営 業 経 費 用 そ の 他 経 常 費 用 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 10,709 そ の 他 の 経 常 費 用 経 常 利 益 16,180 経 常 列 五 益 3,358 特 別 資 産 処 分 益 3,358 特 別 資 産 処 分 損 284 減 損 損 失 負 (1,056) 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 5,430 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 5,252 法 人 税 等 調 整 額 1,232 当 期 純 利 益 4,197 	役 務 取	引 等 費	用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額 10,709 16,180 3,413 3,358 特 別 利 益 3,358 13,358 14 15,056 15,430 15,252 法 人 税 等 調 整 額 5,430 法 人 税 等 調 整 額 4,197	そ の 他	業務費	用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額 10,709 16,180 3,413 3,358 特 別 利 益 3,358 13,358 14 15,056 15,430 15,252 法 人 税 等 調 整 額 5,430 法 人 税 等 調 整 額 4,197	宮 業	<u></u>	費		
その他の経常費用 経常費用			用		
経 常 利 益 3,413 3,358	貸 倒 引	当 金 繰 入	額	10,709	
特 別 利 益 3,358 特 固 定 資 産 処 分 益			用	<u> 16,180</u>	
時 定 資 産 処 分 益 財 支 大 1,340 大 大 大 284 1,056 1,056 大 大 大 5,252 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 <td< td=""><td>経常</td><td>利</td><td>益</td><td></td><td>3,413</td></td<>	経常	利	益		3,413
特 別 損 失 固定 資産 処 分 損 減 損 失 1,056 税金 等調整前当期純利益 5,252 法人稅 税 等額 △4,020 法人稅 税 等合計 1,232 当期純利益 4,197			益		3,358
固定資產 処分 損 284 減 損 失 1,056 税金等調整前当期純利益 5,430 法人税、住民税及び事業税 5,252 法人税等調整額 △4,020 法人税等合計 1,232 当期純利益 4,197	固 定 資	産 処 分	益	3,358	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 5,252 法 人 税 等 調 整 額 △4,020 法 人 税 等 合 計			失		1,340
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 5,252 法 人 税 等 調 整 額 △4,020 法 人 税 等 合 計	固 定 資	産 処 分	損		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 5,252 法 人 税 等 調 整 額 △4,020 法 人 税 等 合 計	減損	損	失	1,056	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 5,252 法 人 税 等 調 整 額 △4,020 法 人 税 等 合 計	税金等調整	前 当 期 純 利	益		5,430
法 人 税 等 調 整 額 △4,020 法 人 税 等 合 計 1,232 当 期 純 利 益 4,197	法 人 税、 住 民	税及び事業	税	5,252	
法 人 税 等 合 計 1,232 当 期 純 利 益 4,197	法 人 税		額		
当 期 純 利 益 4,197	法 人 税	等合	計	•	1,232
	当期		益		4.197
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	非支配株主に帰	属する当期純利			18
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 4,179	親会社株主に帰	属する当期純利			4.179

計算書類

第3期末(2021年3月31日現在)貸借対照表

(単位:	百万円)
------	------

				(+12 - 17) 1/
科	目	金 額	科目	金額
(資産の部)			(負債の部)	
流動	資 産	1,355	流 動 負	債 195
現 金 及	び 預 金	900	未 払 費	用 92
前 払	費用	12	未払法人税	等 14
未収還付	法 人 税 等	442	賞 与 引 当	金 27
そ	の他	0	その	他 61
固 定	資 産	159,003	固 定 負	債 424
無 形 固	定資産	3	長 期 預 り	金 424
商	標権	3	負 債 の 部 合	計 620
投 資 そ の)他の資産	159,000	(純資産の部)	
関 係 🕏	会 社 株 式	158,903	株 主 資	本 159,739
敷	金	85	資本	金 10,000
繰 延 私	说 金 資 産	11	資 本 剰 余	金 148,863
			資 本 準 備	金 2,500
			その他資本剰余	金 146,363
			利 益 剰 余	金 1,197
			その他利益剰余	金 1,197
			繰 越 利 益 剰 余	金 1,197
			自己株	式 △321
			純 資 産 の 部 合	計 159,739
資 産 の	部合計	160,359	負債及び純資産の部合	計 160,359

第3期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円))
----------	---

		科	4				ı	3			金	額
営			業			Ц	₹			益		3,289
	関	係	会	社	受	取	Z	配	当	金	2,226	
	関	係	会	社	受	ス		手	数	料	1,063	
営			業			亨	貴			用		1,030
	販	売	費	及	Ω,	_	般	管	理	費	1,030	
営			業				ij			益		2,259
営)	業		外		Ц	又		益		0
	受			取			利			息	0	
	雑				収					入	0	
営		Ì	業		外		了	ŧ		用		0
	雑				損					失	0	
経			常			禾	ij			益		2,259
税	=	31	前	当	其	明	純	秆	ij	益		2,259
法	人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税	16	
法		人	税		等	1	問	整		額	△1	
法		人		税		等		合		計		15
当		ļ	朝		純		禾	ij		益		2,243

監查報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社三十三フィナンシャルグループ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任計員 業務執行社員

公認会計士 中村哲也即

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 池 ヶ谷 正印

業務執行計員

指定有限責任社員 公認会計士 内田宏季印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三十三フィナンシャルグループの2020年4月1日 から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資 本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株 式会社=十三フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び指益 の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準におけ る当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国にお ける職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の 責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正 に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するた めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるか どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表 示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明 することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利 用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎と なる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監 査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社三十三フィナンシャルグループ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員

公認会計士 中村哲 也即 業務執行計員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 池 ヶ谷 正印

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計士 内田宏季印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三十三フィナンシャルグループの2020年4 月1日から2021年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、掲益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該 計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準におけ る当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国におけ る職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしてい る。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に 表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどう かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示 がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明する ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の 意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監查報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制 部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて 説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社 の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社=十三フィナンシャルグループ 監査等委員会

常勤監查等委員 降印 坂 監査等委員 信 義印 藤 野 몸 昭 監査等委員 彦印 監査等委員 古 川 典明印 均印 監査等委員 種 村 監査等委員 吉 田 すみ汀 印

(注) 監査等委員 藤原信義、野呂昭彦、古川典明、種村均及び吉田すみ江は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外 取締役であります。

Memo

Memo

Memo	

株主総会会場 ご案内図

日時

2021年6月25日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

会 場

都ホテル 四日市 4階 伊勢の間 三重県四日市市安島1丁目3番38号 電話 059-352-4131





交通のご案内

近鉄四日市駅北口より 徒歩約3分

駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

ご注意

JR四日市駅からお越しの際は、徒歩(約25分)または三重交通バス(約10分)へのお乗り換え(「近鉄四日市」停留所で下車)が必要となります。



株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。





環境にやさしい 「植物油インキ」を 使用しています。



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。